

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

冬季休業期間中の感染防止対策の再徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

現在、県内は感染者の増加傾向が止まらず、医療体制が厳しい状況が続いています。また小中学校においても、校内で感染したと考えられる事例が複数発生しております。

そのような状況の中、本日開催された埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議において、別添写し「県立高校における感染防止対策について(通知)」のとおり、県立高校では、登下校時の3密の回避、部活動の原則中止、飛沫感染防止対策の再徹底が決定されました。

市町村立学校については、始業時刻の繰り下げや短縮授業等を行う「登下校時の3密の回避」並びに「部活動の原則中止」を各市町村教育委員会に要請はいたしません。冬季休業期間中の、より一層の飛沫感染防止対策の徹底を下記のとおりお願いします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

記

1 部活動を実施する上で留意すること

- 活動を行う際には、「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」のP19の留意事項を徹底すること。なお、各市町村教育委員会が地域における感染状況等を踏まえ独自に部活動を中止することを妨げるものではない。

【参考1】 「通常登校におけるガイドライン Ver. 3」より

(7) 部活動

ウ 留意事項

- 健康観察カード等を活用し、活動前の検温や体調を確認すること。
- 活動計画や内容について、管理職をはじめ、外部指導者や保護者と情報共有を行うこと。
- 練習内容について、各中央競技団体及び各連盟からガイドライン等が出されている場合は、遵守すること。
- 万が一、新型コロナウイルス感染者が発生したり、熱中症など不測の事態が生じたりした場合には、適切かつ迅速に対応できるようにしておくこと。
- その他の指導内容等について、学校の設置者が定めている部活動の在り方に関する方針を遵守すること。
- 泊を伴う活動については、当面の間、公式の大会・発表会のみとする。
- 外部指導者へも感染症対策について周知すること。

- ・ マスクを正しく着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った状態にする）させるとともに、十分な距離を確保するなど、感染症対策を徹底すること。
地域の感染が拡大している場合には、活動を一時的に控えるなど適切に対応すること。
- ・ 3密（密集、密接、密閉）を回避し、屋内の活動では換気を徹底すること。
- ・ 活動後の手洗いとうがいを徹底させること。
- ・ マスクを外す場面（激しい運動、水分補給、更衣時等）では、飛沫感染リスクが高まることを意識して行動させ、3密回避の徹底を図ること。また、昼食、休憩、下校時にマスクを外して会話をしたことで感染したと考えられる事例があることから、注意喚起の徹底をすること。

2 学校外における児童生徒の行動について

年末年始期間における感染症拡大を防ぐためには、学校外における感染防止対策も極めて重要であることから、次に掲げる事項について、特に留意するよう児童生徒の発達の段階に応じて指導すること。

【参考2】 令和2年12月10日付け教保体第999-2号「学校における感染防止対策の更なる徹底について（通知）」より

① 日常生活

- ア 十分な睡眠とバランスの良い食事を取り、免疫力を保つこと。
- イ 帰宅時及び食事前など、石けんと流水によるこまめな手洗いを徹底すること。
- ウ 室温低下による健康被害が生じないように、温かい服装を心がけ、常時換気と適度な加湿に努めること。

② 外出・買い物

- ア 外出時における検温などの健康観察を徹底すること。なお、発熱等の風邪症状が見られる場合は、外出しないこと。
- イ 公共交通機関を利用するときは、マスクを着用し、会話を控えること。
- ウ 接触確認アプリ（COCOA）及び埼玉県 LINE お知らせシステムを積極的に利用すること。

③ 外食・会食

- ア 彩の国安心宣言をしているなど、感染対策が適切に行われているお店の利用を心掛けること。
- イ 食事中に会話は控えること。
- ウ 少人数、短時間での実施とすること。

④ 年末年始の過ごし方

- ア 家族以外との不要不急の外出等は、当面の間、可能な限り控えること。
- イ 感染症対策が十分にとられていない施設・イベントの利用は避けること。
- ウ 規制及び家族旅行等の際は、混雑する場所や時期を避けること。

3 送付資料

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 県立高校における感染防止対策について（通知） | 資料1 |
| (2) 県立高校における感染防止対策 | 資料2 |
| (3) リーフレット「おうちでマスク」埼玉県・埼玉県医師会 | 資料3 |

文化部、体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること

担 当 市町村支援部義務教育指導課

教育指導担当 田邊・浅井

電 話 048-830-6778

運動部、体育（保健体育を含む）に関すること

担 当 県立学校部保健体育課

学校体育担当

電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること

担 当 県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963